

# 令和6年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業 業務委託に係る企画コンペ審査要領

この要領は、佐賀県が実施する令和6年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業の委託事業者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査員の構成

企画提案の審査のため、関係者による審査員を設けるものとし、審査員の構成は次のとおりとする。

職名等		氏名
1	障害福祉課 課長（審査員長）	黒田 哲也
2	障害福祉課 技術監	古川 智子
3	障害福祉課地域生活支援担当 係長	山口 菜採
4	障害福祉課地域生活支援担当 主事	松尾 寛
5	社会福祉法人蓮花の会 相談支援専門員	徳山 暁海

※ただし、審査実施時、人事異動等により審査員がその職にない場合、その職に相当する者が代わって審査を担当するものとする。

## 2 審査方法等

(1) 審査員は、別紙1の審査基準ごとに企画提案の評価・採点を行う。

(2) 上記(1)による企画提案の評価、採点（選定対象となるための最低基準点は、60点）の結果、最も得点の高い申込者を契約の相手方として決定する。同点の場合は審査基準③計画の妥当性の得点を比較し、さらに同点の場合は審査員の合議により決定する。